

埼玉県シニアサッカー連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は埼玉県シニアサッカー連盟（以下「本連盟」という）と称し、外国に対しては（SAITAMA Senior Football Federation）「略称 SAITAMA Senior FF」という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務局は会長指定の場所に置く。

第2章 目 的及び事 業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟チームの相互の連携と交流を図り、本連盟の健全な発展に寄与するとともに、併せて生涯サッカーのため健康と親睦を深め、ゲームを楽しむことを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各競技会の開催。
- (2) 各種大会への役員及び選手の派遣と援助。
- (3) 指導者・審判員及び選手の養成と資質の向上。
- (4) その他、目的達成をするために必要な事業。

第3章 組 織及び登 録

(組 織)

第5条 第4条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームで、理事会及び評議員会が承認したチームによって組織する。

(登 録)

第6条 本連盟に加盟したチームは、本連盟をとおして(財)埼玉県サッカー協会・(財)日本サッカー協会に登録しなければならない。

- 2 本連盟に登録する選手は、年度内に40歳以上でなければならない。
- 3 本連盟に登録をしないチーム及び選手は県内外の公式試合に出場できない。
- 4 他の都道府県から(財)日本サッカー協会に登録されている選手は本連盟に登録できない。
- 5 加盟の手続き並びに加盟登録料については別に定める細則による。

第4章 評 議 員

(評議員)

第7条 評議員は、本連盟加盟チームより1名選出する。

2 評議員の中から第8条の役員に選出されたときは、その資格を喪失し、これに代わる評議員を選出する。

3 評議員は、評議員会を構成し、重要事項を議決する。

第5章 役員

(役員)

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	若干名
理 事	若干名
監 事	2名

(会長及び副会長)

第9条 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

(理事)

第10条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事は理事会を構成し、会務を審議し、執行する。

(理事長及び副理事長)

第11条 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

2 理事長は理事会の議決に基づき会務を掌理する。ただし、緊急を要する事項については、専決することができる。この場合は次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

(監事)

第12条 監事は、評議員会において選出する。

2 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。

(選出基準)

第13条 評議員及び第8条の役員は、会員及び学識経験者の中から選出する。

(役員、理事長等の年齢制限)

第14条 (財)埼玉県サッカー協会(以下SFAとする)の総則に準じて、会長等役員の年齢制限(定年制)を導入して、シニア連盟の活性化を図る。

2 会長、副会長は就任時満70歳未満とする。

3 理事長はSFAの評議員を兼任するため、SFAの規定により満65歳未満でなけ

れば就任できない。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

2 本連盟から選出される関東サッカー協会 シニア委員の任期もこれに準ずる。

3 経理担当は高額の資金を管理するため、危機管理の面から最長4年とする。

4 補充役員の任期は、前任者の就任期間とする。

5 役員は、その任期終了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(解任)

第16条 本連盟の役員がスポーツマンシップに違反する行為があった場合は、理事会及び評議員会の議決により解任することができる。

第6章 名誉会長及び相談役・顧問

(名誉会長・相談役・顧問)

第17条 本連盟に、名誉会長・相談役・顧問を置くことができる。

2 名誉会長・相談役及び顧問は理事会及び評議員会の議決をへて会長が委嘱する。

3 名誉会長・相談役及び顧問は、会長の要請に応じて理事会並びに評議員会に出席することができる。

4 名誉会長・相談役及び顧問は、会長、理事会及び評議員会の諮問に応じ意見を述べることができる。

5 名誉会長、相談役、顧問は満75歳の年度末をもって定年とする。

(名誉会長・相談役・顧問の選出基準)

第18条 名誉会長は、会長を退任した者のうちから選出する。

2 相談役は、会長、副会長を永年勤め、退任した者のうちから選出する。

3 顧問は、理事等を永年勤め、退任した者のうちから選出する。

第7章 会 議

(評議員会)

第19条 評議員会は本連盟の最高議決機関であり、評議員及び第8条の役員で構成する。

2 評議員会は、会長が招集し、その議長となる。

3 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員の選出

(4) 規約の改正

(5) 本連盟の運営上必要と認められる重要事項

(3役会)

第20条 3役会は、会長、副会長、理事長で構成する。必要に応じて専門委員会の委員長等の出席を要請することができる。

2 3 役会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

3 3 役会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会から委任された事項及び理事会に提出する事項

(2) 本連盟の運営上、必要と認められる重要事項

(理事会)

第 21 条 理事会は、会長、副会長、理事、監事で構成する。

2 理事会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会は、評議員会から委任された事項及び評議員会に提出する事項

(2) 本連盟の運営上必要と認められる重要事項

(定 数)

第 22 条 評議員会、理事会はそれぞれ定数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することはできない。ただし、委任状を提出し、代理人に委任することができる。

(議 決)

第 23 条 評議員会、理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(議事録)

第 24 条 すべての会議は議事録を作成し、議長が署名押印のうえ、これを保管しなければならない。

第 8 章 会 計

(経 費)

第 25 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会 費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他

(会 費)

第 26 条 会費は、個人会費のみとする。

2 会費については、別に定める細則による。

(会計年度)

第 27 条 本連盟の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日で終わる。

第 9 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 28 条 本連盟は規約第 4 条の事業を遂行するために専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の構成、事業内容等は別に定める細則による。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 本連盟の規約は、理事会及び評議員会おのおの3分の2以上の同意を得なければこれを変更することができない。

第11章 付 則

(付 則)

第30条 本連盟の規約の施行については、理事会及び評議員会の議決をもって実施する。

- 1 本規約は、昭和59年 4月 1日から施行する。
- 2 平成11年 4月 1日 一部改正
- 3 平成13年 4月 1日 一部改正
- 4 平成18年 4月 1日 一部改正
- 5 平成20年 4月26日 一部改正
- 6 平成22年 4月 3日 一部改正